

公益的法人等への職員  
の派遣等に関する条例  
の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年二月二十日

提出者 江戸川区長 多田正見

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例  
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十六年三月江戸川区条例第  
一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

六 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

付 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（説明）

職員を派遣することができる団体に、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会を追加する必要があるもので、本案を提出いたします。